

(平成24年10月3日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

5 件

国民年金関係

5 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年8月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和29年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年8月から50年3月まで  
私は、A県B市で住み込みで働いていた家に来た集金人に、国民年金保険料として3,000円ぐらいを渡し、グレー色の年金手帳に日付入りの印を押してもらっていた。申立期間が未納とされているので、よく調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、B市で住み込みで働いていた家に来た集金人に、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年4月に払い出されており、前後の任意加入被保険者の資格取得日から、同年3月頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認され、当該加入手続の状況から、申立期間の保険料は現年度納付及び過年度納付が可能であるところ、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳によると、申立期間の保険料を納付した記録は見当たらず、昭和49年度の進達欄にも未納を示す「00 00」と記載されており、B市役所と記録の照合を行ったことを示す照合印も確認できる。

また、上記加入手続の時点において、申立期間は遡及する期間となるところ、申立人から国民年金保険料を遡ってまとめて納付したとする主張は無い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 8 月から平成元年 3 月までの期間及び同年 4 月から 3 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 8 月から平成元年 3 月まで  
② 平成元年 4 月から 3 年 3 月まで

学校卒業後の平成元年 4 月頃、A 市職員のアドバイスにより、母が同市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料は現金で一括納付し、申立期間②の保険料は前納したのに、申立期間①及び②の納付記録が無い。領収書や家計簿等の資料は残っておらず、現在所持する年金手帳以外の年金手帳に関する記憶は無いが、加入手続を行ったことを記憶しているので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年 4 月頃、申立人の母親が、申立人に係る国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立期間①について、申立人は、当該期間当時、B 市 C 町に住所があることが戸籍附票により確認でき、D 学校の卒業証明書により学生であったことが確認できるところ、学生が国民年金の強制加入の対象となるのは平成 3 年 4 月 1 日以降であることから、申立期間①の国民年金保険料を納付するためには、昭和 63 年 8 月に、同市で国民年金の任意加入手続を行う必要があるが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人の氏名を E 県内で検索したが、この頃に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人及びその母親から当該手続を行ったとする主張も無い。

また、申立期間②について、申立人は、平成元年 4 月頃、申立人の母親が、A 市役所で申立人に係る国民年金の加入手続を行ったとしているところ、戸籍

附票において、申立人は同年3月\*日に同市に住所を変更していることが確認できるものの、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人の氏名をF県内で検索したが、この頃にも申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人は、所持する年金手帳以外に別の年金手帳に関する記憶は無いとしている。

さらに、申立人が所持する年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号(\*)は、平成7年5月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、この時点では、申立期間①及び②は既に時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、当該年金手帳には、国民年金について「初めて被保険者となった日 平成7年4月1日」と記載され、「国民年金の記録」欄に申立期間①及び②に係る資格記録の記載は無く、これはオンライン記録と一致する。

なお、申立人のものと推認される国民年金手帳記号番号(\*)によるA市の国民年金被保険者(名簿)台帳(氏名、生年月日及び当時の住所が申立人と一致)が確認でき、当該台帳には、平成3年4月30日に届出が行われ、同年4月1日付けで新規に国民年金被保険者資格を取得した旨の記載があるものの、申立期間①及び②に係る資格記録の記載は無い上、当該資格取得日と同日付けで当該資格が取り消されている記載が確認できる。

加えて、申立人の母親が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年12月から57年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、昭和58年4月から59年9月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年12月から57年9月まで  
② 昭和58年4月から59年9月まで

私は、昭和55年12月に会社を退職したため、同年又は56年頃にA市役所において国民年金の加入手続を行い、後日送付されてきた納付書により国民年金保険料を納付していた。

その後、昭和58年4月に専門学校に入学し学生になったため、母親がA市役所において、国民年金保険料の免除申請を行ってくれた。

記録を確認したところ、申立期間①及び②が未納とされているので納得できず申し立てた。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和55年又は56年頃に、A市役所で国民年金の加入手続を行い、その後、送付されてきた納付書により申立期間①の国民年金保険料を納付し、また、58年4月に専門学校に入学したため、申立人の母親が申立期間②の保険料に係る免除申請手続を行ってくれたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和60年1月に払い出されており、当該記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人は、この頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認されることから、当該加入手続時点では、申立期間①は既に時効により保険料を納付することができない期間であることから、申立人は、申立期間①の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立期間②当初の国民年金保険料が免除されるためには、当時の取扱

いにより、昭和 58 年 7 月までに免除申請手続を行う必要があり、上記の加入手続時点においては、申立期間②直後の 59 年 10 月以降の保険料に係る免除申請手続を行うことは可能であったものの、申立期間②の保険料については、免除申請手続を行うことができなかったものと考えられる。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人の氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付し、申立期間②の保険料を免除されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書、免除承認通知書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付し、申立期間②の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付し、申立期間②の保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年6月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月から50年3月まで

私が20歳になった際、母親が、A市役所において国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。その後、年金手帳を紛失していることに気付き、再交付してもらったが、無くした年金手帳が出てきたので、平成元年頃、B社会保険事務所（当時）に古い年金手帳を返却した。

返却した年金手帳には、申立期間に係る領収書が貼ってあったことを記憶しており、申立期間の国民年金保険料は納付しているはずである。

現在の年金記録に納得できないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった際、申立人の母親が国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から、昭和50年10月頃に払い出されていることが推認できることから、この頃に申立人に係る国民年金の加入手続きが行われたものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、上記の加入手続き時点では、申立期間のうち昭和48年6月までの国民年金保険料は、既に時効により納付できない上、申立期間のうち同年7月以降の保険料を納付するには、過年度納付によることとなるが、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、当該期間の保険料を過年度納付したとする記録は見当たらない。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人の氏名を複数の読み方で検索したものの、申立人に対して上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人の母親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から63年3月までの期間及び同年4月から平成2年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年4月から63年3月まで  
② 昭和63年4月から平成2年11月まで

私は、平成22年6月に会社を退職し、年金事務所で年金記録を確認したところ、申立期間①及び②の国民年金保険料が未納となっていることが分かった。

国民年金は、就職してから母の勧めもあり、A県B市に転居後、市役所で加入手続を行った。また、申立期間①及び②の国民年金保険料は金融機関で納付しており、未納とされている年金記録に納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、B市に転居後、国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料は、金融機関で納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料の納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の加入記録から、昭和62年8月から同年10月までの間に払い出されたものと推認され、申立人がB市で国民年金の加入手続を行っていることが確認できるものの、申立人に係る同市の国民年金被保険者台帳、収滞納一覧表及び同市から転居したC市の国民年金被保険者名簿のいずれにおいても、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付した記録は見当たらない。

また、オンライン記録及びC市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、申立期間②直後の平成2年12月から4年3月までの国民年金保険料を5年1月8日に一括して過年度納付していることが確認でき、当該納付時点では、申立期間①及び②は既に時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。